

セルフメディケーション税制の所得控除及び証明依頼書に係るお知らせ

所得税法等の一部を改正する法律による租税特別措置法の改正により、同法41条の17の2に「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例」が規定されました。この規定の創設に伴い、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品の平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間の購入費用について、新たな所得控除（セルフメディケーション税制）の適用を受けることができることとなります。

この適用を受けるためには、個人が、その年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行い、確定申告の提出の際に、当該取組を行ったことを明らかにする書類を添付又は提示する必要があります。

健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行った証明依頼書が必要な場合には別紙の「**所得控除に関する証明依頼書**」（様式は[こちらをクリック](#)）により当組合まで依頼書の手続きを行ってください。

ただし、**以下の領収書や結果通知表等のいずれかがあれば、当組合からの証明は必要ありません**。該当する領収書や結果通知表を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示して下さい。

- ◆インフルエンザの予防接種又は定期予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症等）領収書又は予防接種済証
- ◆市町村のがん検診の領収書又は結果通知表
- ◆職場で受けた定期健康診断の結果通知表
※ただし、「定期健康診断」という名称又は「勤務先（会社等）名称」の記載が必要
- ◆特定健康診査の領収書又は結果通知表
※ただし、「特定健康診査」という名称又は「保険者名（ご加入の医療保険の名称）」の記載が必要
- ◆人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診（検診）の領収書又は結果通知表
※ただし、「勤務先（会社等）名称」「保険者名（ご加入の健保組合等の名称）」の記載が必要

なお、証明についてのフローチャートは[こちらをクリック](#)してください。

※セルフメディケーション税制の詳細については厚労省ホームページをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>